台湾市場誘客促進業務　企画提案仕様書

１　目的

本業務は、大船渡・住田定住自立圏共生ビジョンに基づき、大船渡市、住田町（以下「１市１町」という。）が連携し、１市１町が誘客に取り組む台湾をターゲットとしたファムトリップ及び現地でのセールスコース等を実施することで、当地への更なる来訪者の増加を目的とする。

２　本業務の概要

　⑴　業務名

　　　台湾市場誘客促進業務

　⑵　委託期間

　契約締結日から令和８年３月13日(金)まで

３　委託業務の内容等

⑴　ファムトリップについて

　ア　契約日から令和７年10月末までの間に実施すること。１市１町では、夏から秋にかけたシーズンの誘客に力を入れていることから、このことを踏まえた上で、実施時期を提案すること。

　イ　移動日を含めて、４泊５日以内の行程とすること。

　　ウ　人数は、招請者３名、同行者（通訳兼コーディネーター）１名、計４名とする。なお、同行者については、日本国内のみ同行することとしても構わない。

　　エ　招請者については、企画提案書による提案を踏まえ、最終的には１市１町及び受託者の協議により決定する。

　　オ　行程について、１市１町の既存の主要観光コンテンツに加え、新規開業した店舗などを加えた最新の情報で提案すること。

　　カ　招請者の移動手段について、スーツケース等の荷物の収納も踏まえた上で十分な大きさを確保したジャンボタクシー等とし、運転手を含む手配を行うこと。

　　キ　宿泊場所について、１市１町内で２か所以上提案すること。

　　ク　招請者及び同行者へのお土産品として、１市１町の特産品等を必要数手配すること。

　　ケ　視察先施設への入場や体験、試食に係る経費については、事業費として計上すること。また、諸雑費についても同様に事業費へ計上すること。

　　コ　現地で参加者が支払いを求められることのないよう、視察先各所と事前に調整すること。

　⑵　セールスコールについて

　　ア　台北市内を中心に、台湾現地での旅行会社を対象としたセールスコールを２日間、８社以上実施することとし、訪問先を提案すること。

　　　　また、相手方へのお土産品として、１市１町の特産品等を必要数手配すること。

　　イ　訪問先について、東北地方及び岩手県内、１市１町への旅行商品造成の実績が豊富な旅行会社を提案すること。

　　ウ　１市１町では、夏から秋にかけたシーズンの誘客に力を入れていることから、このことを踏まえた上で、実施時期を提案すること。

　　エ　訪問先については、企画提案書による提案を踏まえ、最終的には１市１町及び受託者の協議により決定する。

　　オ　１市１町が提供するＰＲパンフレットのデータに必要な修正を加えて上で、500部以上製作、納品すること。パンフレットは、中国語（繁体字）、中綴じ製本、Ａ４サイズ８ページで、aiデータで提供するものとする。

　　カ　効果的な商談が行えるよう、１市１町からのセールスコール参加者を対象とした事前研修会を２回以上開催すること。研修会については、オンラインでの開催でも構わない。

　⑶　出張手配等について

　ア　出張者は、１市１町の職員及び事業者とし、最大６名（大船渡市職員２名、住田町職員１名、事業者３名）とする。

　イ　旅行は、前後の移動日を含む３泊４日の日程とすること。

　ウ　受託者は、出張者の航空券や宿泊の手配等のアレンジ全般を行うこと。

　エ　出張者の旅費（航空賃、日当、支度料及びその他必要な交通費）・宿泊費は、本業務に計上すること。ただし、事業者については、旅費・宿泊費等の経費は全額自己負担とし、その費用については、参加事業者に対して請求すること。

　オ　自治体職員の日当及び支度料については、１市１町の旅費支給条例等を準用すること。

　カ　アテンド要員を１名以上配置すること。

　キ　現地での通信（e-sim、wi-fi等）、交通手段及び海外旅行保険等についても手配することとし、事業費へ計上すること。

　⑷　実績報告に関する事項

　　事業の実施結果及びアンケート結果の取りまとめを行い、分析、検証した上で、報告書として提出すること。

　⑸　その他

　ア　業務の実施に当たっては、１市１町と綿密な連絡を取りつつ、十分協議しながら進めること。

　イ　事業費の積算に当たっては、費目ごとに課税の有無について明記すること。

　　ウ　この仕様書に定めのない事項及び仕様書により難い事項が発生した場合には、１市１町及び受託者が協議の上、別途定める。

４　成果品

次の成果品を１市１町に提出すること。

なお、本委託業務で得られた成果品に係るすべての権利は、発注者に帰属する。

1. 業務報告書（Ａ４版）
2. 報告書データ

⑶　パンフレット

⑷　パンフレットデータ